

第 19 回鴨川府民会議資料 抜粋

鴨川上流域の状況について

1 鴨川環境保全区域の目的等

鴨川等の清流を守るため、鴨川等の区域に土石等の流入を防止する必要があるときは、鴨川等の区域に隣接する一定の区域を鴨川環境保全区域として指定できる。

区域内において、①土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為又は②工作物の新築又は改築をしようとする者は、知事の許可が必要。

2 鴨川環境保全区域の指定状況

鴨川起点～鞍馬川合流点

※河川区域の隣接地における行為規制について、治水上の観点から河川保全区域があるが当該区間は指定されていない。そこで、鴨川上流域の河川環境を保全するため鴨川環境保全区域に指定したもの。

3 鴨川環境保全区域内行為

許可件数 2 件（行為完了）

4 支川の状況

	河川保全区域指定	
	区 間	幅
鞍馬川	全 川	18m
静原川	指定なし	
貴船川	指定なし	

昭和10年8月6日告示

5 指導状況

(1) 巡視頻度 月2回

(2) 指導状況等

○鴨川環境保全区域全域について巡視を実施。特に許可施設及び既存施設等について注視している。

○盛土等の行為について確認した場合は、行為者からヒアリングを実施、条例の許可行為に該当すると確認された場合は指導を行うこととしている。

○土砂の仮置き等においても、月2回の巡視において注視しており、恒常的な行為と判断される場合は、許可対象行為として指導する。

○鴨川条例に係る違反行為はない。

主な調査箇所(状況把握箇所は約5地区11箇所)

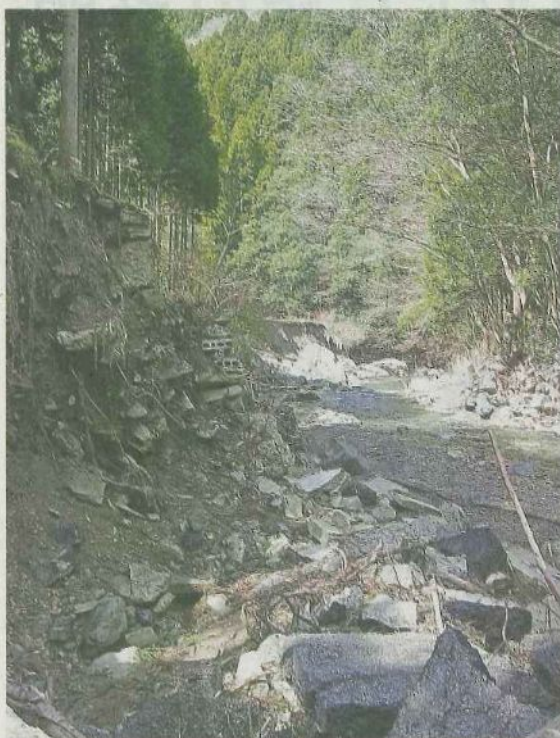


鴨川上流域現地調査



日付	平成26年4月11日(金)	新聞	京都(市内、洛西、山城、丹波、丹後)	分類	河川(鴨川) ダム 海岸 砂防 災害 防災 その他
	朝刊・夕刊・Web		毎日 朝日 読売 産経 日経		

台風18号で盛り土削られ



鴨川上流産廃あらわ

京都市内を流れる鴨川上流の川岸で、長年にわたり埋められたコンクリート片などの産業廃棄物がむき出しになっている。昨秋の台風18号による増水で、産廃を覆っていた盛り土が削られたため、流

埋め立て許可不要 97年まで

れ出したコンクリート片の散乱が目立つ。住民や釣り客からは景観の悪化や環境への影響を心配する声が出ており、清流に現れた「負の遺産」への対応に、鴨川を管理する京都府は頭を痛めている。

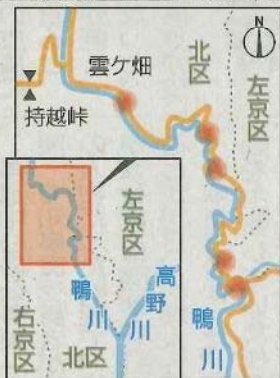
府京都市土木事務所や賀茂川漁業協同組合によると、川岸に産廃のコンクリートやアス

環境、景観に影響懸念

ファルト片などが目立つのは、鴨川の北区雲ヶ畑く左京区静市間や、鞍馬川などの計5、6カ所。ほかにも産廃が小規模に露出している場所が川沿いに点在しているとい

う。土地の大半は私有地で、1980年代〜2000年代初めに工事業者が埋めたとみられる。産廃行政を所管する市が「あつて危ない」と話し、同漁協の澤健次組合長(39)は「釣り客がけがをする恐れもあり、景観上も悪い。大雨で増水すれば、さらに『川岸』が削られ、川が産廃だらけになり、魚が育ちにくくなる」と訴える。

昨秋の台風18号の増水で左岸が削られた鴨川上流。スキの植林地のすぐ下で、埋められていたコンクリート片やアスファルトがむき出しになっている。(京都市北区雲ヶ畑)



川の状況を踏まえ、府は現在、投棄行為者を調査中で、土地の所有者や使用者には護岸工事などを求めている。これに対し、地元のある所有者(77)は「コンクリートが埋めら

れていないとは知らなかった。撤去や擁壁を造る資金はななく、手がつけられない」と話す。鴨川上流一帯はアマゴやアユ釣りなどで年間延べ5千人の釣り人が訪れる。5月末の

(今川敢十)